



社会福祉法人
かみかわ福寿園

短期入所生活介護事業所

かみかわ福寿園 短期入所生活介護事業所

かみかわ福寿園 予防短期入所生活介護事業所

利用者契約書（三者契約・個室）

※当施設は介護保険の指定を受けています。北海道指定 第0173100074号

★目 次★

第1章 総 則

- 第1条 (契約の目的)
- 第2条 (施設介護サービス計画の決定・変更)
- 第3条 (介護保険給付対象サービス)
- 第4条 (介護保険給付対象外のサービス)
- 第5条 (利用者への説明)
- 第6条 (運営規程の遵守)

第2章 料 金

- 第7条 (サービス利用料金の支払い)
- 第8条 (利用料金の変更)

第3章 事業者の義務

- 第9条 (事業者およびサービス従事者の義務)
- 第10条 (守秘義務、等)

第4章 契約者及び利用者の義務

- 第11条 (利用者の施設利用上の注意義務等)
- 第12条 (利用者の禁止行為)

第5章 損害賠償（事業者の義務違反）

- 第13条 (損害賠償責任)
- 第14条 (損害賠償がなされない場合)
- 第15条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第6章 契約の終了

- 第16条 (契約の終了事由)
- 第17条 (契約者からの中途解約等)
- 第18条 (契約者からの契約解除)
- 第19条 (事業者からの契約解除)
- 第20条 ((残置物の引取等)
- 第21条 (連帯保証人)

第7章 その他

- 第22条 (契約当事者の変更)
- 第23条 (苦情処理)
- 第24条 (法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)
- 第25条 (身体拘束)
- 第26条 (緊急時の対応)
- 第27条 (協議事項)

（以下「契約者」という。）と社会福祉法人かみかわ福寿園（以下

「事業者」という）は、（以下、「利用者」という）がかみかわ福寿園短期入所生活介護事業所（以下「ホーム」という）における居室および共用施設等を使用し生活すると共に、事業者から提供される短期入所生活介護サービス等を受け、契約者がそれに対する利用料金を支払う事について、次の通り契約（以下「本契約」という）を締結します。

第1章 総 則

第1条 （契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室および共用施設等を使用させると共に、第3条及び第4条に定める介護福祉施設サービスを提供します。
- 2 事業所が利用者に対して実施する短期入所生活介護サービスの内容は別紙「かみかわ福寿園ショートステイサービス計画書」（以下「ケアプラン」）に定めるとおりにします。
- 3 利用者は第16条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条 （短期入所生活介護サービス計画の決定・変更）

- 1 利用期間が4日以上の場合、事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「短期入所生活介護サービス計画」を作成します。
- 2 「短期入所生活介護サービス計画」は、計画担当介護支援専門員がケアプランを利用者およびその家族等に渡して説明し、同意を得た上で決定します。
- 3 事業者は、6ヶ月に1回、もしくは利用者の状態に応じて、計画担当介護支援専門員にケアプランについて変更の必要があるかどうか調査させ、その結果ケアプラン変更の必要があると認められた場合には利用者・家族等と協議してケアプランを変更するものとします。
- 4 事業者は、ケアプランを変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第3条 （介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、利用者に、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

第4条 （介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は利用者又は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
 - ① 利用者に対する理容サービス。
 - ② ホームが特に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事。
 - ③ 利用者の食事の提供
 - ④ 別に定めるところに従って行う利用者からの貴重品の管理
- 2 前1項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。
- 3 事業者は前項に定める各種サービスの提供について、必要に応じて利用者の家族に対しても分

かりやすく説明するものとします。

第5条 （利用者等への説明）

- 1 事業者は、本契約に基づいて契約者に対して行うのと同様の内容説明を、利用者に対しても行うよう努めるものとします。
- 2 契約者は、本契約に基づいて事業者から行われる説明及び報告等について、利用者の家族等へ適宜説明を行う様努めるものとします。

第6条 (運営規程の遵守)

- 1 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、利用者に対して本契約に基づくサービスを提供すると共に、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
- 2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は契約者に対して事前に説明することとします。
- 3 契約者は、前項の変更に参加することができない場合には、本契約を解約することができます。

第2章 料 金

第7条 (サービス利用料金の支払い)

- 1 利用者は要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、契約者は「重要事項説明書」(以下「説明書」という)に定める所定の利用料金を事業者に支払うものとします。
- 2 利用者が要介護認定を受ける前にホームへ緊急利用した場合は、要介護認定結果が決定した段階で料金を支払うものとします。
- 3 第4条に定めるサービスについては、契約者は説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 4 上記に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに精算し、契約者は翌月末までに事業者が指定する方法で支払うものとする。
- 5 1ヶ月を満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第8条 (利用料金の変更)

- 1 前条第1項に定める利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 前条第3項に定める利用料金については、経済状況に応じて、またはやむを得ない事由がある場合、事業者は契約者に対して説明した上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に参加することができない場合には、本契約を解約することができます。

第3章 事業者の義務等

第9条 (事業者及びサービス従事者の義務)

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は利用者の体調・健康状態等からみて必要な場合には医師、看護職員と連携し、利用者や契約者から聴取・確認した上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、感染症や災害等が発生した場合でも、入居者ができる限り継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画(BCP)を策定し、非常時にはその計画に基づき実施します。またそれらに必要な研修及び訓練を実施します。
- 4 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を、行わないものとし

ます。

第10条 (守秘義務等)

- 1 事業者、サービス従事者または従業員は、短期入所生活介護サービスを提供する上で知りえた利用者又は契約者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等へ利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は、利用者に関わる病院や施設事業所に対し必要な利用者の情報を提供する際には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得るものとします。

第4章 契約者及び利用者の義務

第11条 (利用者の施設利用上の注意義務等)

- 1 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスに実施および安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には事業者およびサービス従事者が利用者の居室に立入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分配慮をするものとします。
- 3 契約者は、利用者がホームの施設・設備について、故意または重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者と事業者との協議により、居室または共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第12条 (利用者の禁止行為)

- 1 利用者は、ホーム内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。
 - ①決められた場所以外の喫煙。
 - ②サービス従事者または他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。
 - ③その「説明書」に定められた内容。

第5章 損害賠償(事業者の義務違反)

第13条 (損害賠償責任)

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者、または利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、契約者又は利用者にも過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第14条 (損害賠償がなされない場合)

- 1 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
 - ①利用者もしくは契約者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行った事にもつぱら起因して損害が発生した場合。
 - ②契約者が、利用者へのサービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行った事にもつぱら起因した損害が発生した場合。
 - ③利用者の急激な変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因し

て損害が発生した場合。

④契約者及び利用者が、事業者若しくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合。

第15条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

- 1 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからず事由により、サービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に、事業者は契約者に対して、既に実施したサービスについて所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。その際、1ヶ月に満たない期間の利用料金の支払いについては第7条第5項の規定を準用します。

第6章 契約の終了

第16条 (契約の終了事由)

- 1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - ①利用者が死亡した場合。
 - ②要介護認定により、利用者の心身の状況が自立と判定された場合。
 - ③事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合。
 - ④施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
 - ⑤ホームが介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。
 - ⑥第17条から第19条に基づき本契約が解約又は解除された場合。

第17条 (契約者からの中途解約等)

- 1 契約者は、第6条第3項、第8条第3項の場合及び利用者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 2 契約者が、第1項の通知を行わずに利用者が居室から退居した場合には、事業者が契約者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 3 前項において、契約者が意思を表明した場合、その意思を表わした日をもって本契約は解約されたものとします。
- 4 第7条第5項の規定は、本条に準用されます。

第18条 (契約者からの契約解除)

- 1 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除する事ができます。
 - ①事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合。
 - ②事業者もしくはサービス従事者が第10条に定める守秘義務に違反した場合。
 - ③事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により契約者及び利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
 - ④他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

第19条 (事業者からの契約解除)

- 1 事業者は、契約者又は利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
 - ①契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこ

れを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

②契約者による、第7条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。

③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

④利用者がホームから他の介護保険施設および老人福祉施設、等に利用変更した場合。

2 前項の規定による契約の終了後、退所までに事業者が利用者に対して実施したサービスの利用料金については、全額契約者の負担となります。

第20条（残置物の引取等）

1 事業者は、サービス利用期間が終了した後、利用者の残置物（高価品を除く）がある場合に備えて、契約者または身元引受者を、その残置物の引取人（以下「残置物引取人」という）と致します。

2 前項の場合、事業者はサービス利用期間が終了した後、必要に応じて契約者または残置物引取人にその旨連絡し、残置物の引取り期日を調整します。

3 契約者又は残置物引取人は、前項の期日決定後に特段の事由によって予定期日に残置物を引き取る事ができなくなった場合には、事業者に速やかにその旨を連絡し、改めて引取り期日を調整・決定致します。

4 事業者は前項において、契約者または残置物引取人が引取り期日を過ぎても更に残置物を引取る事ができなくなった場合には、事業者に速やかにその旨を連絡し、改めて引取り期日調整・決定致します。

5 前項において契約者および残置物引取り人宛に残置物を送付しても受け取らない場合、または引き渡すことが不可能でありホームに再度返送された残置物については、利用者または契約者又は残置物引取人の費用で処分することと致します。

第21条（連帯保証人）

1 連帯保証人は、契約者と連帯して、本契約から生じる契約者の債務を負担するものとします。

2 前項の負担は、極度額 110万円を限度とします。

3 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者または契約者が死亡したときに、確定するものとします。

4 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

第7章 その他

第22条（契約当事者の変更）

契約者は、契約の有効期間中に死亡した場合、または心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合、その他消息が不明となった場合に備えて、契約者の家族等をあらかじめ代理人とすることを定めるか、または契約者の家族等を含む第三者に契約者を変更することに同意します。

第23条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して、適切に対応するものとします。

第24条（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）

事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、指定短期入所

生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明し、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行います。

第25条（身体拘束）

事業者は、サービス提供の中で安易に利用者の行動を抑制する様な事がない様、最大限これに努めます。

ただし、サービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、事前にやむを得ない場合には事後に、利用者の家族の同意を得て、利用者の行動を最小制限することがあります。

第26条（緊急時の対応）

事業者は、現に短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者の健康状態が急変した場合その他必要な場合は、予め届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

第27条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合は、事業者は契約者と誠意を持って協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書面を2通作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 住 所 北海道上川郡上川町西町4番地1
事業者名 社会福祉法人 かみかわ福寿園
代表者氏名 理事長 久米得正 (印)

契約者
住 所
氏 名 (印)

連帯保証人
住 所
氏 名 (印)

